

「水の官民連携」等に関する最新動向について

国土交通省
水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ
令和8年8月3日

最新の上下水道行政に関する動向について

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法律の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

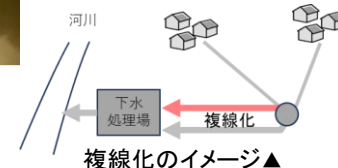
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し



◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表

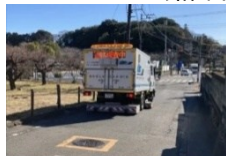


複線化のイメージ▲

③ 道路管理者との連携強化【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占有者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占用許可制度の見直し【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

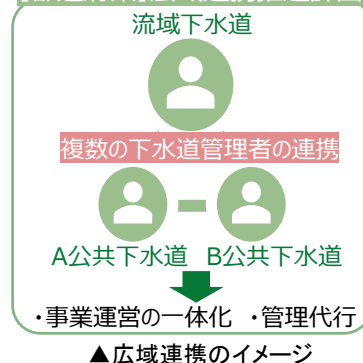
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】広域連携推進計画



上下水道の基盤の強化等に向けた基本方針の策定・見直しに向けて

- 本検討会の「第2次とりまとめ」において、下水道の基盤強化に向けた国の基本方針の必要性が示されたことを受け、令和8年7月に成立した改正下水道法では、法律の目的に下水道の基盤強化を位置づけるとともに、「下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針」を定めることを新たに規定した。
- このため、改正下水道法に基づく基本方針の策定に向け、これまで本検討会で議論した基盤強化の方向性等を基礎とした上で、具体的な検討を進める。
- また、近年の水道を取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和元年9月に策定した「水道の基盤を強化するための基本的な方針」の見直しについて、検討する。

次回(第12回)の検討会において、国の基本方針(案)の議論を行うとともに、パブリックコメントを実施した上で、水道法で定める基本方針の見直し及び改正下水道法で定める基本方針の策定を行いたい。

水道法で定める基本方針※の構成

▼ 水道法第5条の2の規定で定めることとする事項

- (1) 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- (2) 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- (3) 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項
- (4) 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- (5) 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
- (6) その他水道の基盤の強化に関する重要事項

改正下水道法で定める基本方針の構成

▼ 改正下水道法第2条の2の規定で定めることとする事項

- (1) 下水道の整備に関する基本的事項
- (2) 下水道の基盤の強化に関する基本的事項
- (3) 下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項
- (4) 下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- (5) 下水道管理者の間の連携等の推進に関する事項
- (6) 下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項
- (7) その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項

※厚生労働省告示第135号 (R1.9.30策定)

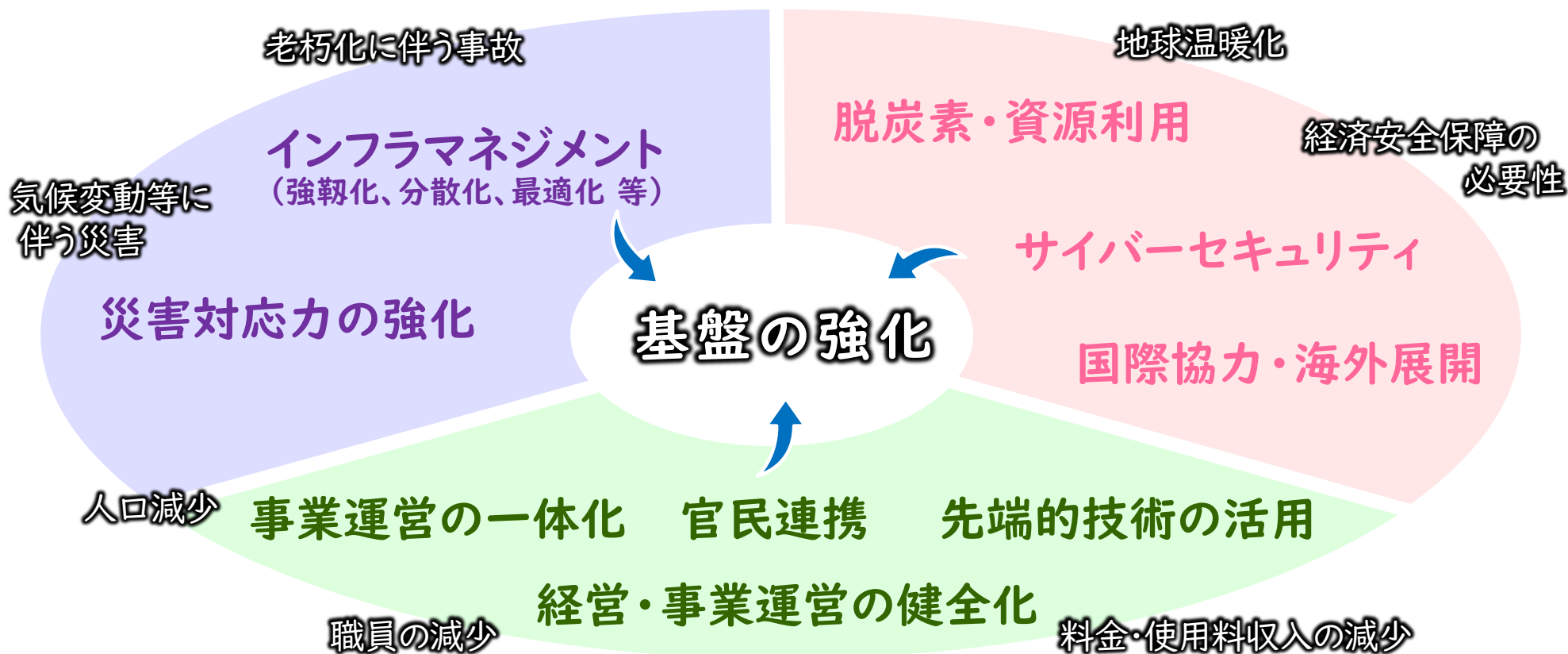
近年の上下水道の取り巻く環境の変化・多様化する社会的要請への

- 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」の策定以降、上下水道を取り巻く環境の変化や社会的要請の多様化等を踏まえ、強靱で持続可能な上下水道を構築するため、上下水道が本来果たすべき役割に加え、以下の施策等を基本方針に位置付ける。

基本的な考え方

- 安全性・持続性確保を最優先するメリハリのある事業 ○ 徹底した事業の見える化
○ 広域連携・官民連携による執行体制の確保 ○ 財源の適切な組合せによる運営基盤の強化

上下水道の取り巻く環境の変化や多様化する社会的要請へ対応するための施策



○ 能登半島地震における大規模な断水被害や気候変動に伴う災害の激甚化、老朽化インフラによる事故、さらには国の水道行政移管、サイバー攻撃等による経済安全保障上のリスクの高まりなど、水道を取り巻く環境や社会的要請の変化を踏まえ、令和元年9月に策定した「水道の基盤を強化するための基本的な方針」の内容を基本としつつ、以下構成案により見直しを検討。

総論	第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項	基本的な考え方
	2 水道の基盤の強化に関する基本的な考え方	
	1 水道事業の現状と課題	
	3 関係者の責務及び役割	

各事項の主な方針（案）	
第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項	第5 水道事業者等との連携等の推進に関する事項
1 水道のインフラマネジメント	・ 運営基盤の強化に向けた「複数自治体による事業運営の一体化」の推進
・ 点検・診断による状況把握、計画的な修繕・更新による予防保全の実施	・ 都道府県や核となる水道事業者による広域連携の推進 等
・ 将来の人口動態等を踏まえた施設規模・配置の適正化（分散化など） 等	
2 災害対応力の強化	第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項
・ 急所・重要となる施設の耐震化、相互援助・連携体制の構築 等	1 脱炭素社会及びサイバー・経済安全保障への貢献
3 安全な水道水質の確保	・ 執行体制、スケールメリットを踏まえた省エネ・再エネの推進
・ 水質基準の遵守、水質検査の確実な実施 等	・ 国民生活の基盤となる重要インフラとしてのサイバーセキュリティの強化 等
第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項	2 水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用
1 健全な経営の確保	・ 政策二ーズを踏まえた技術開発目標設定、異分野技術を取り込んだ技術開発
・ 将来の更新需要等を見据えた長期的な視点による水道料金の設定 等	・ 国の伴走支援、積算基準整備など先端的技術導入のための調達環境の構築 等
2 住民への「見える化」	3 官民連携の推進
・ 徹底した「見える化」により、水道が地域の共有財産であることを住民と共有 等	・ 質の高い「水の官民連携」の導入の推進、地元企業の主体的な参画 等
第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項	4 水道関係者等との連携の深化
・ 広域連携や官民連携を活用した人材確保・技術継承	・ 民間事業者や一般行政部門との協力体制の構築、産業界の活性化 等
・ 業務負担の軽減、職員の処遇向上 等	5 国際協力及び海外展開の推進
	・ 国際経験を通じて得られた知見及び技術等の国内水道事業への活用 等

下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針の策定（全体構

○ 本検討会における下水道の基盤強化に向けた議論及び方向性等を踏まえ、以下構成案により、「下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な方針」の策定を検討。

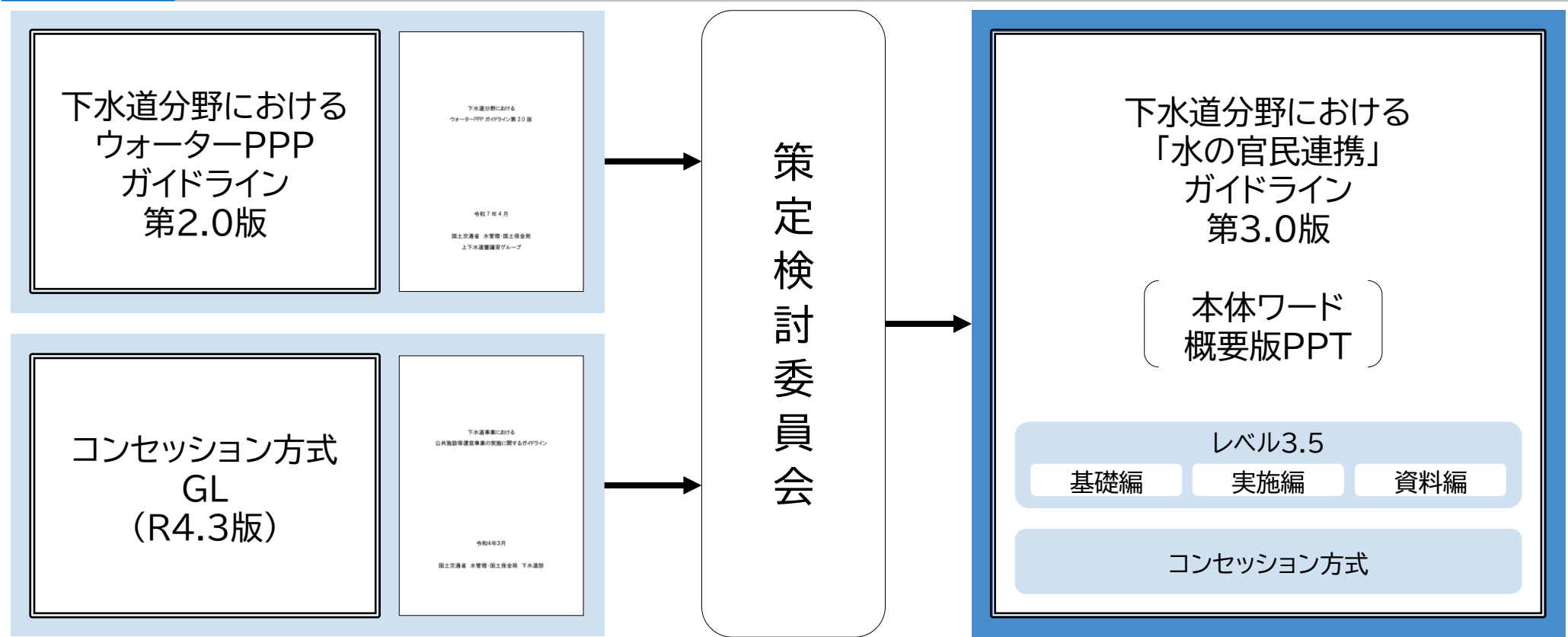
総 論	第1 下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的事項※		基本的な考え方
	2 下水道の整備及び基盤の強化に関する基本的な考え方		
	(1 下水道事業の現状と課題	3 関係者の責務及び役割)	
各事項の主な方針(案)			
第2 下水道の維持及び修繕並びに計画的な改築に関する事項		第6 その他下水道の整備及び基盤の強化に関する重要事項	
1 下水道のインフラマネジメント		1 気候変動等を踏まえた内水氾濫対策の強化	
・点検・診断による状況把握、計画的な修繕・改築による予防保全の実施		・気候変動を踏まえた整備目標設定、浸水リスクの見える化と対策の重点化 等	
・将来の人口動態等を踏まえた汚水処理の最適化 等		2 戦略的水環境管理と下水再生水利用の推進	
2 災害対応力の強化		・人口減少・地域ニーズを踏まえた汚濁負荷削減方策や能動的運転管理、再生水利用 等	
・急所・重要となる施設の耐震化、相互援助・連携体制の構築 等		3 脱炭素・循環型社会及び経済安全保障への貢献	
第3 下水道の管理に必要な人材の確保及び育成に関する事項		・執行体制・スケールメリットを踏まえ下水道ポテンシャルを発揮した社会的要請への対応 等	
・広域連携や官民連携を活用した人材確保・技術継承		4 健全な事業運営の確保	
・業務負担の軽減、職員の処遇向上 等		・将来の改築需要等を見据えた長期的な視点による下水道使用料の設定 等	
第4 下水道管理者の間の連携等の推進に関する事項		5 住民への「見える化」	
・運営基盤の強化に向けた「複数自治体による事業運営の一体化」の推進		・徹底した「見える化」により、下水道が地域の共有財産であることを住民と共有 等	
・都道府県や核となる下水道管理者による広域連携の推進 等		6 官民連携の推進	
第5 下水道の管理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項		・質の高い「水の官民連携」の導入の推進、地元企業の主体的な参画 等	
1 技術開発、調査・研究の推進		7 下水道関係機関等との連携の深化	
・政策ニーズを踏まえた技術開発目標設定、異分野技術を取り込んだ技術開発 等		・民間事業者や一般行政部門との協力体制の構築、産業界の活性化 等	
2 先端的な技術の社会実装の加速化の推進		8 国際協力及び海外展開の推進	
・国の伴走支援、積算基準整備など先端的技術導入のための調達環境の構築 等		・国際経験を通じて得られた知見及び技術等の国内下水道事業への活用 等	

※ (1)下水道の整備に関する基本的事項 及び (2)下水道の基盤の強化に関する基本的事項を統合

※ 第● … 改正下水道法の規定で定めることとする事項

「水の官民連携」のガイドラインについて

ガイドライン 策定にあたって	■これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定 ■実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載 ■地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待 ■今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し
「水の官民連携」 のコンセプト	■「水の官民連携」は職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段 ■社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託する「水の官民連携」により、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す ■担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要



第3.0版への改訂にあたって

- 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等」に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、最新情勢を踏まえて改訂
- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」（R4.3版、コンセッション方式GL）も、必要に応じた改訂を実施
- これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」として策定
- 「水の官民連携」の推進には、地域の実情に精通している地元企業の参加を含め、地域関係者の理解を得て導入を進めていく必要があるが、その際に、地方公共団体等から「地方議会等の理解を得るためには横文字は馴染みにくい」という意見を頂いている。その意味が伝わりやすくなるよう『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン』へ変更

下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版

基礎編 実施編 資料編

コンセッション方式GL(R4.3版)

本文 別添資料

下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

■はじめに（名称変更等）

1.レベル3.5

■【基礎編】

■【実施編】（改訂の詳細は次頁）

第1章 レベル3.5の4要件

第2章 導入検討の進め方（他の地方公共団体や他の分野等との連携）

✓ 上下水道政策の基本的なあり方検討会のとりまとめ、先行事例を基に広域・他分野連携の記載を追加

第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング(MS)等の活用

第4章 入札・公募等

第5章 事業実施中

第6章 事業終了時

第7章 導入検討上の留意点・ポイント

✓ 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言等を基にリスク分担の記載を追加

第8章 都道府県に期待する役割

✓ その他、先行事例を踏まえたアップデートを実施

2.コンセッション方式

■本文：「水の官民連携」及びレベル3.5との関係性等を追加

3. 資料編

※活用に際し、地域の実情等をふまえた最適化が必要

■先行事例 ■パンフレット ■上下水道一体の「水の官民連携」(レベル3.5)契約書(例)及び要求水準書(例)

■先行事例における入札・公募書類(例)：レベル3.5の先行事例における入札公募・書類例を追加

別添資料

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の主な改訂内容は下記の通り

目次

青字:改訂箇所

主な改訂内容

第1章 レベル3.5の4要件

1.1 要件①長期契約(原則10年)

1.2 要件②性能発注

1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

1.4 要件④プロフィットシェア

第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や分野等との連携)

2.1 連携の効果・メリット

2.2 連携の留意点・ポイント

2.3 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5効果・メリット(新規)

2.4 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5留意点・ポイント(新規)

2.5 導入検討の流れ(新規)

第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング

3.1 導入可能性調査(FS)

3.2 マーケットサウンディング(MS)

第4章 入札・公募等

4.1 留意点・ポイント

4.2 レベル3.5の受託者

4.3 募集要項等の公表

4.4 競争的対話等

4.5 審査・選定

- ・管路について仕様発注から開始する場合についての記載の補足
- ・先行事例に関連した記載の追加
- ・その他記載の補足・追加

- ・広域型・分野横断型により期待される共同モニタリング・業務標準化等の具体的な効果・メリットについて記載を追加
- ・広域型・分野横断型における、入札公募条件の調整やリスク分担等の具体的な留意点・ポイントについて記載を追加
- ・段階的な広域型・分野横断型における、連携方法や見通しの公表等に関する具体的な留意点・ポイントについて記載を追加
- ・随意契約を想定する場合に関する記載を補足
- ・先行事例も踏まえた、事業の発案から導入に至る検討の流れについて記載を追加
- ・先行事例に関連した記載を追加
- ・その他記載の補足・追加

- ・JV・SPC等の想定する受託者の体制による留意点の補足
- ・FS等の受託者が入札・公募に参加することの可否に関する記載を補足
- ・先行事例に関連した記載を追加
- ・その他記載の補足・追加

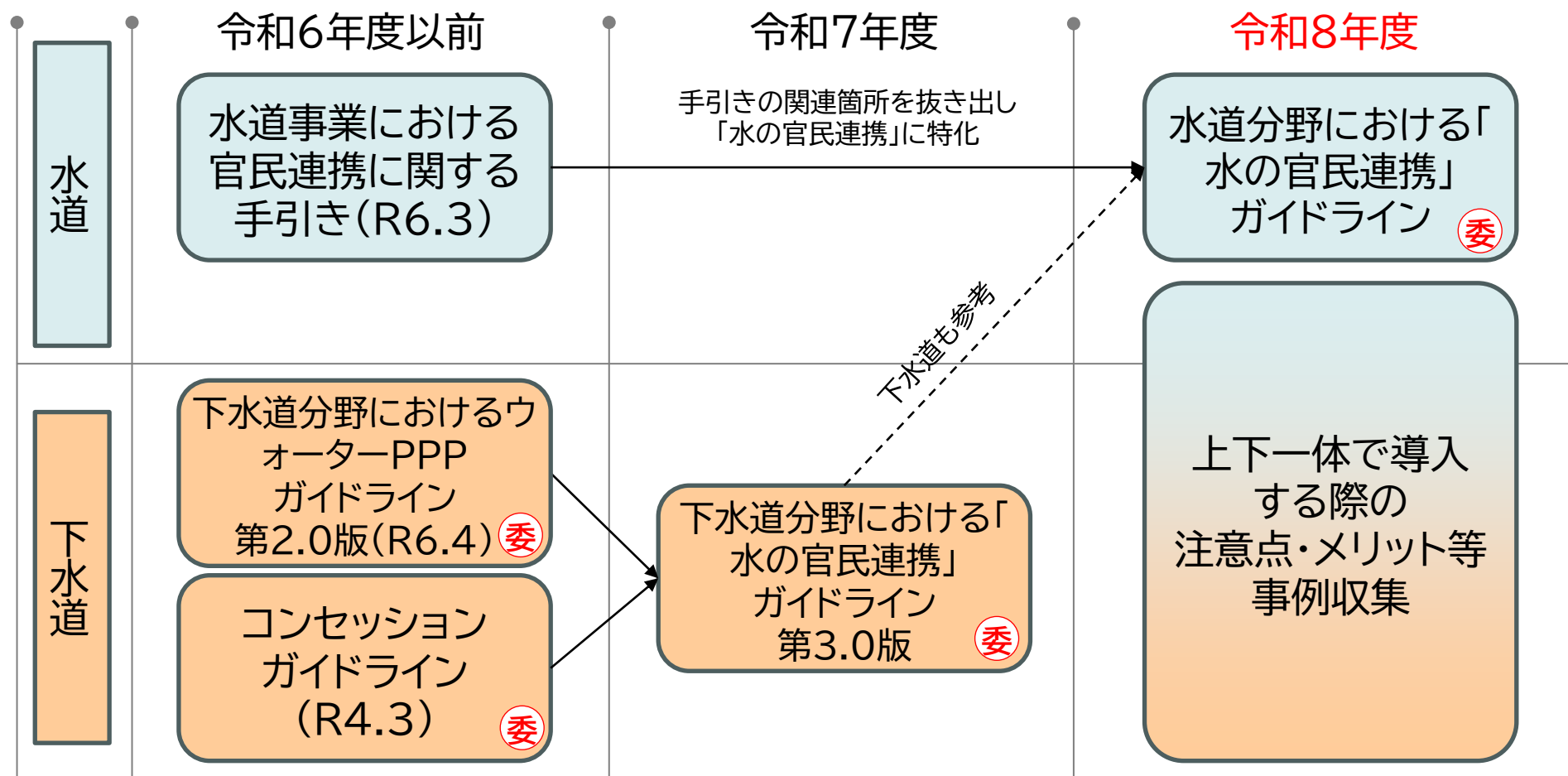
実施編

実施編

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の主な改訂内容は下記の通り

	目次	青字:改訂箇所	主な改訂内容
実施編	第5章 事業実施中		• 記載の補足・追加
	5.1 モニタリング・履行確認		
	5.2 情報公開		
	5.3 契約解除		
	5.4 次期入札・公募等の準備		
	第6章 事業終了時		• レベル3.5を実施することによるレベル4への円滑な移行等の効果やレベル4に移行する場合の検討フロー例等の記載を追加 • 先行事例に関連した記載を追加 • その他記載の補足・追加
	6.1 事業終了時における検証		
	6.2 事業終了時における引継ぎ		
	6.3 レベル3.5からレベル4への移行(新規)		
	第7章 導入検討上の留意点・ポイント		• 地元企業参画の重要性について、記述を拡充 • レベル3.5で管理者が果たす役割や技術継承の方法における留意点・ポイント等の記載を追加 • 外部から可視化されていないという管路の特殊性及び、それを踏まえた大規模な管路を含む場合のリスク分担の考え方の例等の記載を追加 • その他記載の補足・追加
	7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参考の考え方		
	7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方		
	7.3 リスク分担		
	7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり		
	第8章 都道府県に期待する役割		• 先行事例に関連した記載を追加
	8.1 都道府県に期待する役割		• その他記載の補足・追加

- 令和7年度は、下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版を策定。
- 令和8年度は、下水道分野のガイドラインも参考に、水道分野の「水の官民連携」ガイドラインを策定予定。
- 「水の官民連携」の増加が見込まれることを踏まえ、水道、下水道それぞれの分野で先行事例に関する情報を収集し、必要に応じ、そこで得られた知見等をガイドラインに追加予定。



(委) : 委員会を設置し作成

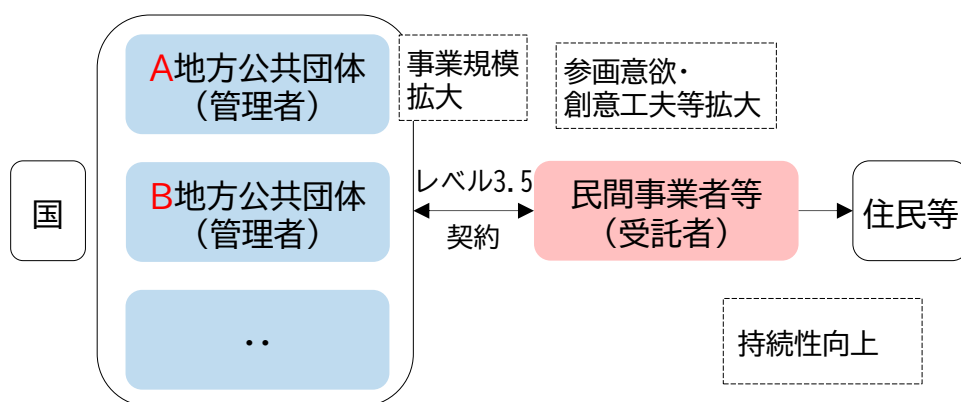
下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5実施編】(パワーポイント版)

令和8年4月

実施編「第2章」2.1 連携の効果・メリット

- 広域型・分野横断型のレベル3.5は、事業規模拡大等の効果・メリットがあると考えられ、例えば、中小規模の地方公共団体がレベル3.5の導入検討を進める際に、有効な選択肢となる。
- 事業開始時点から広域型・分野横断型となるよう案件形成する以外に、段階的な広域型・分野横断型の案件形成も可能である。

図表 2-1 広域型レベル3.5の効果・メリット



地方公共団体(管理者)

民間事業者等(受託者)

効果・メリット

広域型により拡大する効果

- ▶ 民間事業者等(受託者)の参画、より質の高い効果・メリット等を期待でき、持続性向上、基盤強化に資する

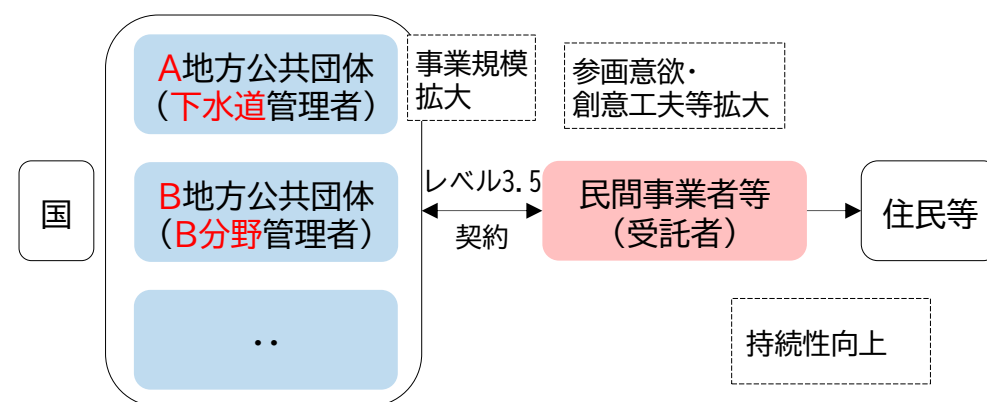
広域型による追加効果

- ▶ 共同モニタリング(専門人材確保による業務執行力向上)
- ▶ 業務標準化(一元的管理)等

- ▶ 事業規模が大きくなるため、参画意欲が向上し、また、創意工夫の余地が拡大等する

- ▶ 人材・資機材の共通化、規格の統一による効率化
- ▶ 官民対話や入札公募の負担軽減 等

図表 2-2 分野横断型レベル3.5の効果・メリット



地方公共団体(管理者)

民間事業者等(受託者)

効果・メリット

分野横断型により拡大する効果

- ▶ 民間事業者等(受託者)の参画、より質の高い効果・メリット等を期待でき、持続性向上、基盤強化に資する

分野横断型による追加効果

- ▶ 他分野同時施工等による効率性向上
- ▶ マルチ人材による業務執行力向上
- ▶ 業務標準化(一元的管理)等

- ▶ 事業規模が大きくなるため、参画意欲が向上し、また、創意工夫の余地が拡大等する

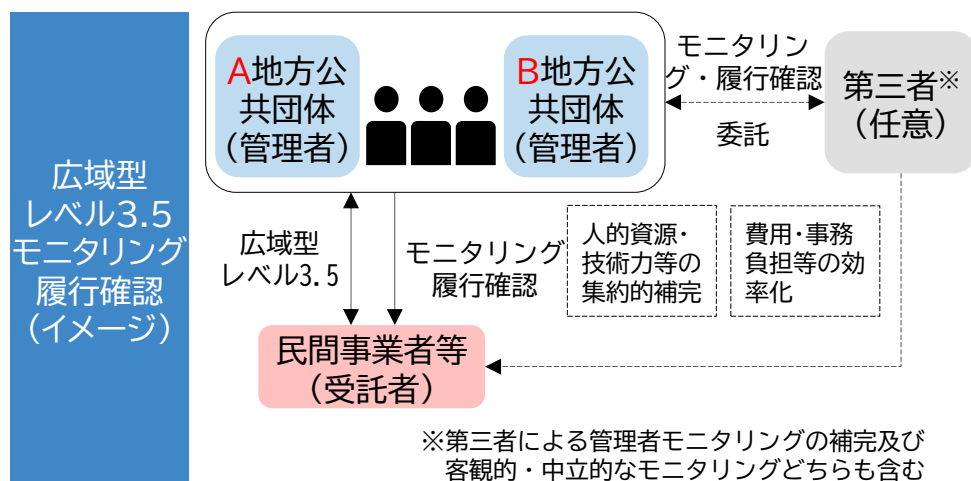
- ▶ 人材・資機材の共通化、規格の統一による効率化
- ▶ 官民対話や入札公募の負担軽減 等

※なお、広域型と分野横断型は択一的なものではなく、広域型かつ分野横断型のレベル3.5を実施することも可能

実施編「第2章」2.1 連携の効果・メリット

- 広域型のレベル3.5は、例えば、中核的な役割を果たす地方公共団体を中心に導入検討を行うことで、中小規模の地方公共団体においても導入のノウハウを享受することを期待
- モニタリング・履行確認を連携して実施することで、必要な人的資源や技術力の確保、効果的・効率的な配置等が可能

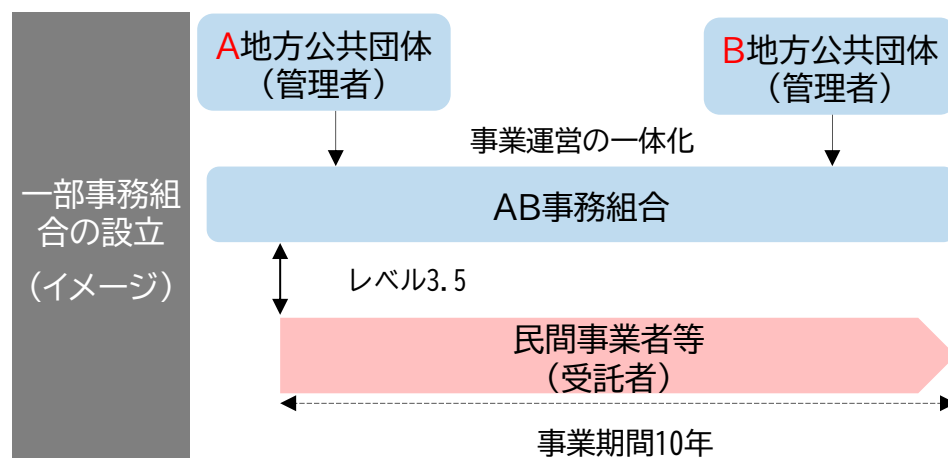
図表 2-3 広域型レベル3.5のモニタリング・履行確認(イメージ)



効果 メリット

- ▶ モニタリング・履行確認を連携して実施することで、必要な人的資源や技術力の確保、効果的・効率的な配置等が可能となりうる
- ▶ 第三者モニタリング(管理者の任意)を活用する場合、連携して委託することで、費用や事務負担等を効率化することが可能となりうる
- ▶ 受託者においても複数の地方公共団体のモニタリングを同時に実施するため、知識・ノウハウが蓄積されやすい
- ▶ モニタリングの要求水準や様式等の基準や規格等の統一が図られやすくなり、広域的な連携の推進に資すると考えられる

図表 2-4 一部事務組合の設立(イメージ)



効果 メリット

- ▶ 経営広域化後にレベル3.5を発注するため、事業や経営が統合され、よりスケールメリットを享受しやすい
- ▶ 一元的な管理により、ソフト・ハードの合理化を進める余地が拡大し、受託者もより効率的に実施可能
- ▶ 核となる地方公共団体は事務の負担が減る

留意点 ポイント

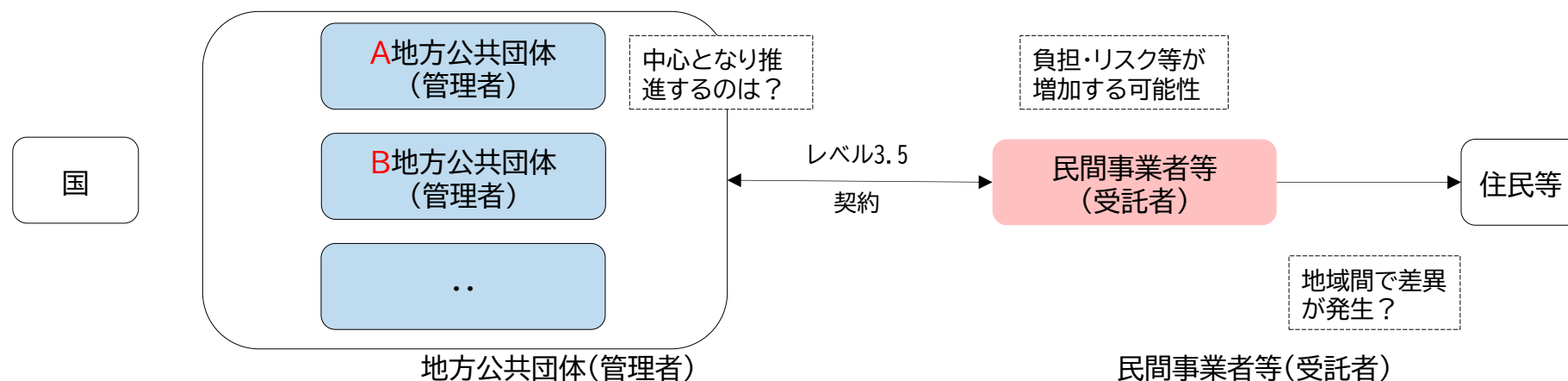
- ▶ 事業や経営の統合に時間がかかる
- ▶ 地方公共団体間の調整や手続きに時間が必要
- ▶ 経営状況に課題がある地方公共団体については事業運営の一体化が難しい

実施編「第2章」2.2 連携の留意点・ポイント

- 他の地方公共団体や他の分野と連携する広域型・分野横断型のレベル3.5は、導入検討や入札・公募の事務的な負担や、事業期間中のリスク等が増加する可能性があること等に留意する必要がある。
- そのため、中心となって連携を推進する地方公共団体(管理者)の存在や、効果的な実施に向けた、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し、入札・公募条件設定、モニタリング・履行確認等の工夫が重要となる。

図表 2-5 広域型レベル3.5の導入検討上の留意点・ポイント

※分野横断型も同様(地方公共団体を管理者に読み替え)



留意点・ポイント

- ▶ 中心となって推進する地方公共団体の事務的な負担が増加する
- ▶ 地方公共団体間で契約・要求水準等の入札公募条件等の調整が必要
- ▶ 事業期間中の地方公共団体間のリスク分担や、レベル3.5の4要件④プロフィットシェアの設定等の調整が必要

- ▶ MS等の官民対話や、入札公募の提案等の負担が増加しやすい
- ▶ 契約・要求水準等の設定次第で、地方公共団体にばらつきがある場合、創意工夫等が困難となり効果・効率を高めにくくなる
- ▶ 事業期間中の管理者の連携解消リスク

実施編「第2章」2.2 連携の留意点・ポイント

- 広域型・分野横断型レベル3.5の先行事例は図表 2-9参照
- 比較的小規模の地方公共団体でも広域型・分野横断型レベル3.5の案件形成が進められているが、広域型・分野横断型レベル3.5の導入検討を開始した契機は事例に相違

図表 2-9 広域型・分野横断型ウォーターPPPの先行事例

	広域型 (河内長野、大阪狭山)		分野横断型 (水道、農集排)	分野横断型 (水道)	分野横断型 (水道)	分野横断型 (水道、工水)
地方公共団体	大阪府 大阪狭山市	大阪府 河内長野市	茨城県 守谷市	宮城県 利府町	京都府 城陽市	愛媛県 新居浜市
人口※	約5.7万人	約9.7万人	約7.0万人	約3.6万人	約7.2万人	約11.2万人
事業規模	(入札公募中)		約73億円(税込)	約31億円(税抜)	約38億円(税抜)	(入札公募中)
対象施設	・ ポンプ場 ・ 管路等	・ 処理場等 ・ 管路等	・ 処理場等 ・ 配水場 ・ 農集排	・ (上下水道分野のすべての施設)	・ 管路(一部) ・ 浄水場 ・ ポンプ場 ・ 配水池等	・ 処理場 ・ 管路 ・ 水源施設 ・ 基幹管路 ・ 工水施設 ・ 工水管路
業務範囲	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ 改築等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ 改築等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ CM(設計、施工監理)等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ CM(設計、施工監理)等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ CM(設計、施工監理) ・ 改築(一部)等

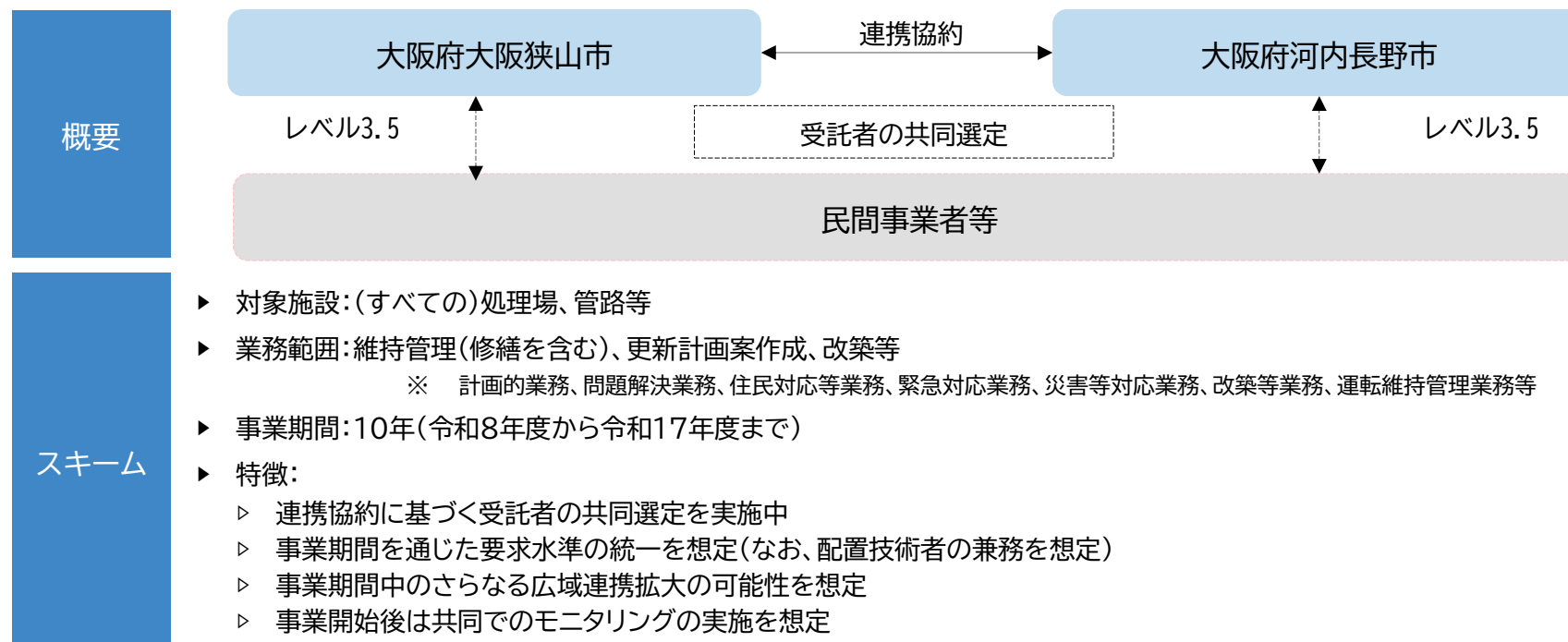
※ それぞれの地方公共団体のホームページより(R7.9末時点)

出典)各地方公共団体ホームページ公表資料等に基づき国土交通省作成

実施編「第2章」2.2 連携の留意点・ポイント

- 大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務(レベル3.5)と河内長野市下水道施設包括的管理業務(レベル3.5)では、連携協約に基づく受託者の共同選定(入札公募)を開始
- 事業期間を通じた要求水準の統一、広域連携拡大の可能性、配置技術者の兼務、共同でのモニタリング・履行確認等以下の工夫を想定
 - 次期事業を見据えて、事業期間中にプロフィットシェア等も活用して当該2市の要求水準(サービスレベル)の統一を目指すことを想定
 - 事業期間中に参画を希望する地方公共団体が現れた場合、協議を実施することを想定
 - 統括管理責任者、主任技術者、照査技術者は、兼務可能とすることを想定
 - 年次報告会を当該2市共同で実施することを想定

図表 2-7 大阪府大阪狭山市と大阪府河内長野市の広域型ウォーターPPP



- 図表 2-12 段階的な広域型レベル3.5の導入検討上の留意点・ポイント

▶ 随意契約を活用する場合は、法令等に準拠すること

- 成立条件のひとつである連携の見通しを公表することについては、民間事業者等の参画意欲・創意工夫等に関係するため、可能な限り早期から充実した情報を地方公共団体相互のホームページで公表(開示)する等、信頼できる方法で実施することが適切

図表 2-13 連携の見通しを公表することの留意点・ポイント

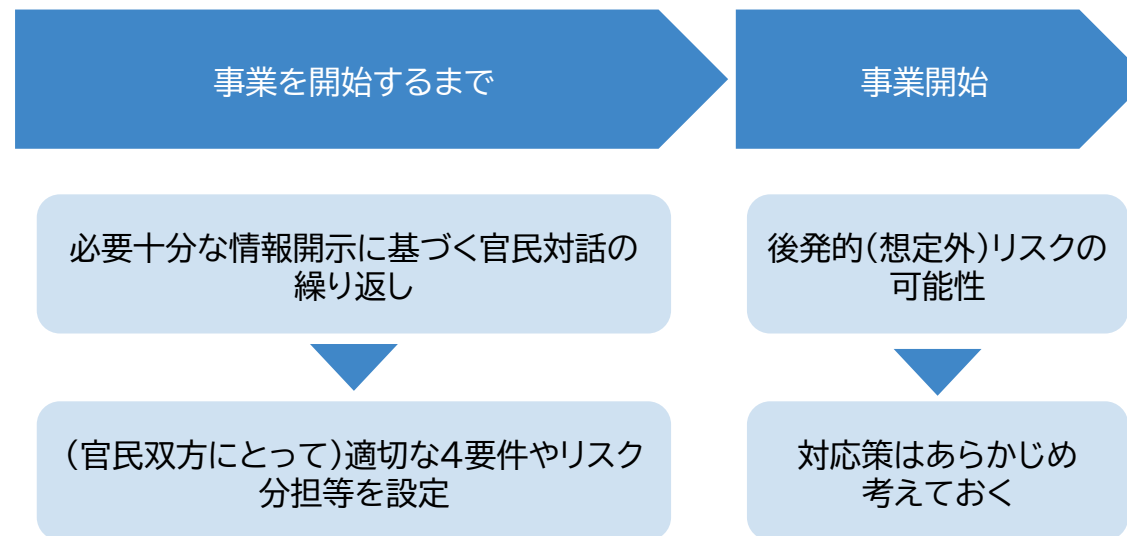
公表の目的・趣旨	▶ 受託者となる民間事業者等に広域的な連携の見通しを提示することで、段階的ではない広域型ウォーターPPPと同程度の参画意欲・創意工夫等を引き出せるようにすることが目的 ▶ 可能な限り早期に、充実した情報が、信頼できる方法で開示されるほど、趣旨に合致		
公表の留意点・ポイント	時期 ▶ 連携の見通しが調い次第、可能な限り早期から公表することが望ましい ▶ 競争性、公平性、透明性の観点からは、連携するすべてのレベル3.5が入札公募を開始する前に見通しを公表することが望ましい	内容 ▶ 民間事業者等の参画意欲・創意工夫等を引き出す観点から、可能な限り充実した(具体的な)連携の見通しの情報開示(公表)が望ましい 【例】 ・ 連携のスケジュール、ロードマップ ・ 対象施設、業務範囲の概要 ・ 受託者の選定方法 等	方法 ▶ 連携の見通しの信頼性の観点から、地方公共団体相互のホームページ等で情報開示(公表)される必要 ▶ 住民等への情報提供の観点からも、誰もが閲覧可能な方法が望ましい
その他	▶ 地方公共団体間や地域の合意形成の進捗等から公表時期等を判断することも考えられる ▶ 充実した情報開示が重要だが、導入検討の進捗に応じて段階的に詳細な情報を開示し、補完することも考える ※ ただし、連携するレベル3.5の入札公募開始までの見通しの公表が必要		

実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.1 基本的な考え方

- リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行うことで、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。

図表 7-20 4要件とリスク分担



実施編「第7章」7.3 リスク分担

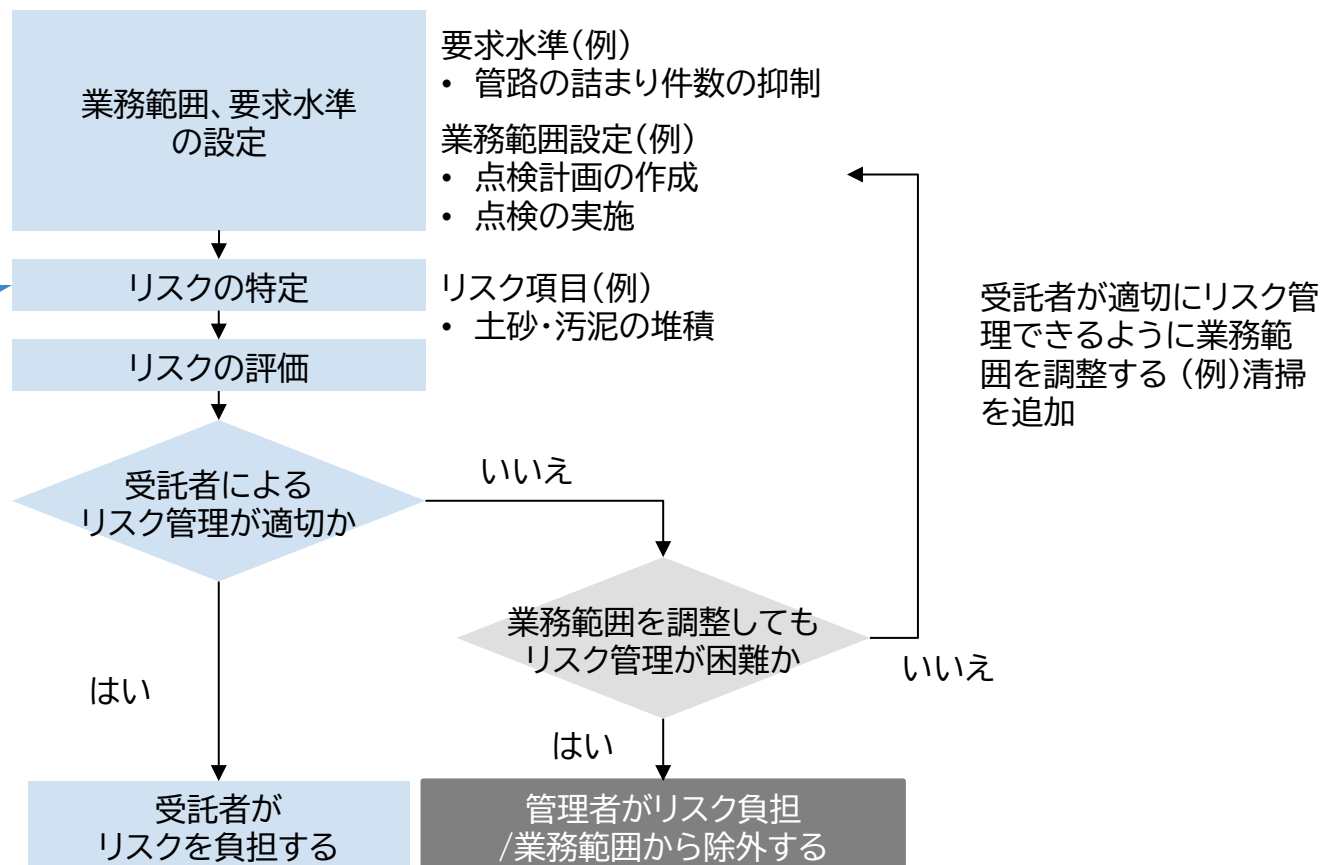
7.3.1 基本的な考え方

- リスク特定のためには、導入検討に際し、できる限り多様な観点から、発生しうるリスクを抽出し、その影響度を評価することが重要
- 管理者の責によらない外的要因(交通荷重等)により、対象施設が損傷する可能性を考慮した指標の設定や一定の費用を管理者の負担とすることも想定

図表 7-21 レベル3.5のリスク分担の考え方イメージ

【導入検討時点】の対応

- 導入検討に際し、多様な観点から発生しうるリスクをすべて抽出し、この影響度を評価することが重要である
- リスクとして想定されず、官民双方が管理できない事項については、不可抗力と整理する



実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.1 基本的な考え方

- 保険付与により、図表 7-22のように、工事中や維持管理中に生じる不慮の損害等に対応することが可能
- 保険料が契約金額に転嫁されることにも管理者は考慮する必要があり、管理者側で既に参加している保険があるか、当該保険で補償される範囲は何かをまずは確認し、情報開示することを推奨
- なお、レベル3.5の更新実施型と更新支援型では、更新(改築)段階で設計・施工等のリスクの有無に違いがあることを考慮することが必要

図表 7-22 保険付与により対応可能と想定されるリスク事象の例

保険の種類	リスク事象
損害保険・火災保険	事故や火災等による施設への損害
地震保険	地震、噴火及び地震に起因する津波による施設への損害
建設工事保険	建設工事中の不慮の事故による損害(台風、暴風、落雷等の自然災害、自動車、航空機の衝突、盗難、放火、いたずら、火災、爆発、地盤沈下、地滑り、土砂崩壊等)
第三者賠償責任保険	建設工事中の通行人、周囲の住民等の第三者へのケガや第三者の財物への損害
下水道施設の設置または管理に係る第三者賠償責任保険(※)	下水道の構造上の欠陥や管理上の不備により生じる事故や過失に伴う他人の生命、身体賠償、財産滅失、財物賠償等(施設、設備の新築、改築更新、大規模修理、取壊し、その他の工事は対象外)
受託者賠償責任保険	受託者による維持管理上の過失等により施設に生じた損害
機械保険	設備の運転に際して、誤操作や機械自体の欠陥等のために損害が生じた場合に、事故直前の状態まで復旧するための修理費用
履行保証保険	運営権者の帰責事由による契約解除に伴い発生する違約金

※下水道施設の設置又は管理の瑕疵により生じた事故のために、被保険者が負う損害賠償(施設、設備の新築、改築、修理、取りこわし等について、工事請負業者が負う賠償責任部分は対象外)

図表 7-23 リスク分担のイメージ

(本ガイドライン【コンセッション方式】図表2-57「リスク分担の参考例」より抜粋)

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		管理者	受託者	
不可抗力	天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象)、人為的事象(戦争、テロ、暴動等)、その他(放射能汚染、放火、疫病、第三者の悪意及び過失など)等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側(国費負担)で負担する。
			○	管理者が予め指定する保険により対応可能な範囲は受託者が負担する。
			○	国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、受託者が経営努力により事業維持を目指す。
		○		経営努力を行っても、なおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。

実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.2 管路のリスク分担の特殊性

- 下水道の管路の多くは地中埋設物であって外部から可視化されていない点で、その状況や健全度等のリスクを判断することが一般的に困難であるという特徴があり、特有のリスクの取り扱いを考慮したリスク分担の検討が必要となる。

【管路特有のリスク】

- 管路の多くは、公道の地下に広範囲に埋設されているため、施設の状況を適切に把握することが困難
- また、管路の状況が、受託者の作業上の責によらない外的要因(交通荷重や他工事等)により変化してしまうことから、一定の確度のある性能基準を評価・監視する指標設定が困難
- この点、不法投棄による溢水、他の民間事業者等の工事による破損事故など原因究明できるものもあるが、重車両の通行に起因する道路陥没や調査の見落とし等原因が明らかでない場合も存在
- 加えて、下水処理場のように法律で定められた水質等の基準値がないことも想定

【管路特有のリスクの取扱い】

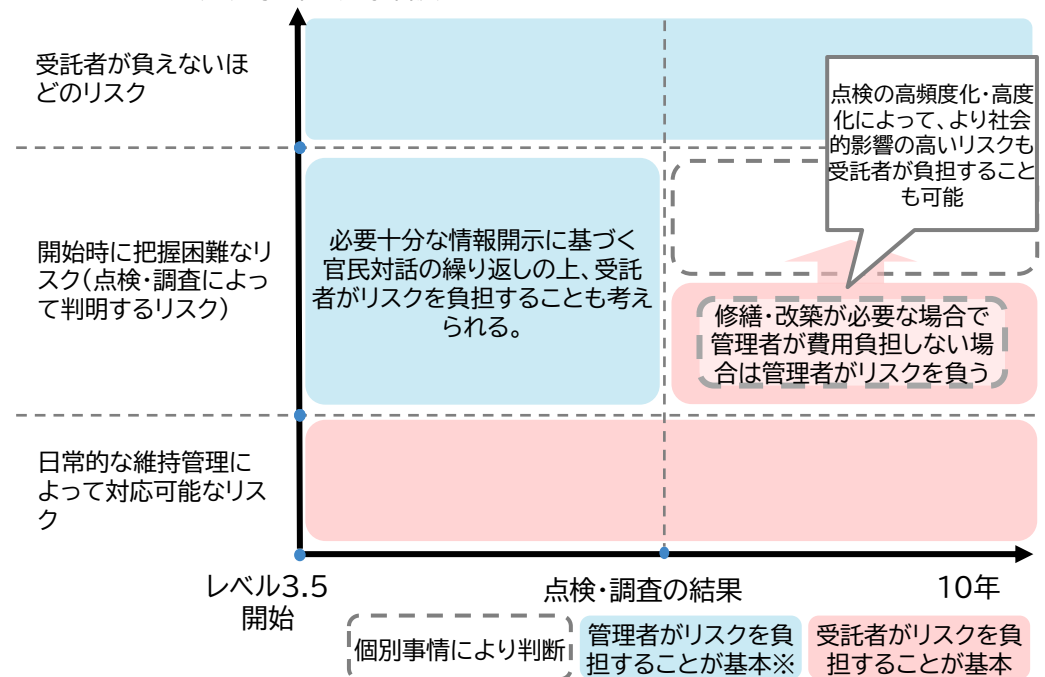
- 上記の管路特有のリスクの取扱いについては、レベル4に関するガイドラインの検討会においても議論
- また、「下水道管路管理における効果的な業務指標を設定するための考え方(案)」(国土技術政策総合研究所、R7.4)における地方公共団体と民間事業者等を対象にしたヒアリング調査においても「点検調査により施設状況を把握することでリスク分担が可能になると考えられる。」「老朽化した施設の維持管理等を受託者(民間企業)に委ねることは、受託者に相当のリスクを負わせていることになる。」との意見が出されており、「あらかじめ発注者側で施設状況を把握し、民間側にどのような状況の施設の維持管理を委ねるかを示すことが望ましい」とされており、これらを踏まえて検討することが必要

7.3.3 管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担(特に大規模な管路)

- 管路を含むレベル3.5を導入する場合、長期にわたる事業期間の時間軸も考慮のうえ、管路特有のリスクやリスクが顕在化する場合の社会的影響の大小等を踏まえ官民のリスク分担を契約・要求水準等で明確化することが重要となる。

- 管路のリスク分担の特殊性は、大規模な管路であるほどリスクが顕在化する場合の社会的影響が大きくなるため、さらに際立つ特徴
- また、レベル3.5は、長期間にわたり、維持管理と更新(改築)を一体的に、性能発注で民間委託するものであり、民間事業者等(受託者)が対応可能なリスクを適切に負担するためには、事業期間の時間軸を考慮の上、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、官民のリスク分担について契約・要求水準等で明確化することが極めて重要
- 大規模な管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担について、管路特有のリスクやリスクが顕在化する場合の社会的影響の大小等を、長期にわたる事業期間の時間軸も考慮の上、図示すると次のイメージ(図表 7-25)

図表 7-25 大規模な管路を含むレベル3.5のリスク分担(イメージ)
リスク発現時の社会的影響度



※契約に基づく受託者の損害発生や拡大を防止する責務については別途考慮される

実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.3 大規模な管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担

図表 7-26 管路の特殊性を考慮したリスク分担の考え方(一例)

【契約当初におけるリスク分担】

管路の安全へのハザードが低い場合や社会的影響が小さい箇所等の場合

⇒受託者がリスク管理可能な場合は、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの上、受託者がリスクを分担することも考えられる。但しその場合でも、管理者が事前に実施した点検・調査等の不備に起因して発生する費用は管理者が負う必要がある

【事業期間中におけるリスク分担の変更】

事前に実施した管路施設の点検・調査の結果等では状態や健全度が明らかになってない場合

⇒事業開始後に受託者が点検・調査を完了するまでの間は、管理者がリスクを負担することが考えられる。なお、事業開始後に受託者が管理者からリスクを譲渡されないよう、受託者が実施する点検・調査を遅らせる等のモラルハザードに注意が必要。また、管理者の点検・調査やその結果に応じた事業開始後からの受託者の修繕・改築などの措置が終了した箇所から、受託者がリスクを負うことも考えられる

【事業期間における実施方法等の変更】

受託者の点検・調査の結果等によって、想定外の対応が必要となった場合

⇒受託者が修繕・改築を実施するために必要な費用を管理者が負担することが望ましい。なお、管理者がこの受託者の修繕・改築費用の負担をしない場合、受託者が積極的な点検・調査を実施しないことが考えられるため、効果的な管路マネジメントが行われない可能性がある

当初想定していた点検箇所について、時間計画保全・事後保全に変更する場合

⇒点検・調査や修繕・改築等の事業量の増減が考えられるため、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの上、契約変更等により必要な措置を講じられるようにすることが望ましい

点検について、高頻度化や高度化が必要となり当初よりも点検の頻度や単価が増加する場合

⇒リスクは管理者が負担し、管理者は契約変更等により適切に対応する必要がある

修繕・改築に係る制度が変更される場合

⇒制度改正に伴うリスク変化については管理者が負う

新たな管路マネジメントの考え方により、点検・調査と修繕・改築のバランスを最適化する場合どのように対応すべきか

⇒契約変更等により適切に対応を行う。なお、受託者から費用縮減を図る提案があった場合はプロフィットシェアの対象とする

費用の増額が見込まれるが予算が確保できない等の管理者の事由により契約変更等が困難な場合

⇒受託者が適切な点検・調査、修繕・改築等の実施が困難となるため、その分のリスクは管理者が負担する

【その他留意事項】

要求水準に定められた点検・調査の結果等に関する受託者の不備に起因して発生するリスクは受託者が負う。また、管理者がリスクを負う場合でも、受託者は損害の拡大を防止する責務を負う(契約²や善管注意義務等により、責務を負う)

※1 受託者の不備の有無及び不備に起因するリスクかについては、管理者が証明する必要があるため、受託者の点検・調査の結果等については、受託者に適切に記録・保管させることが重要となる。

※2 例えば損害が発生した場合の、管理者への通知や、損害拡大防止のための初動対応を義務付けることが考えられる

ご清聴ありがとうございました。

「水の官民連携」 地方公共団体向け窓口 hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp

「水の官民連携」 民間事業者等向け窓口 hqt-sewarage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp

(お問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道審議官グループ 上下水道企画課 管理企画指導室